

リスクマネジメント

基本的な考え方

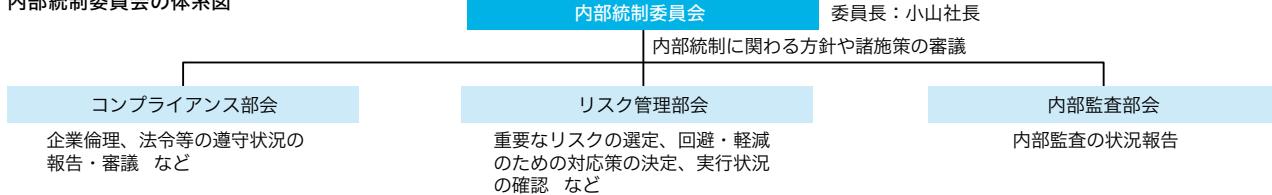
経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止するとともに、万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、取締役会、内部統制委員会ならびに各種の全社会議体で各機能におけるリスクの把握および対応について意思決定を行っています。

社長を委員長とする内部統制委員会においては、重点リスクの選定、対応策の決定、対応策の実行状況の確認などを行い、より実効性のある対策を行っています。

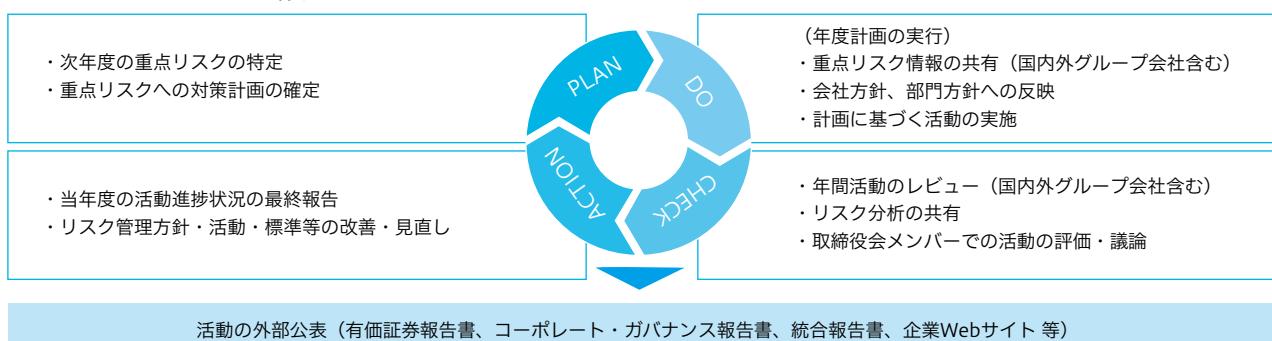
加えて、取締役会では、重点リスクや政情不安などによる突発的な事業リスクへの取り組みについて定期的な議論を行っており、継続的な改善を実施しています。

また、リスクに対する基本的事項を取りまとめた「危機管理対応ガイド」を制定し、想定されるリスクに対する未然防止、および万一の場合に適切・迅速な行動をとるための対応事項を明記しています。なお、新型コロナウイルスについては、取締役会にてBCP報告の一部として議論しており、感染拡大状況に鑑みた(1)在宅勤務の推進、出張や来訪者の規制、社内イベントの中止等による感染防止の実施、(2)感染者が発生した場合の対策の実施、(3)サプライヤーも含めた課題把握による生産体制の維持、(4)収益改善策の実施等により、新型コロナウイルスの影響の極小化を図っています。

内部統制委員会の体系図



リスクマネジメントの主たる活動



重点リスクへの対応

事業環境に基づく経営基盤リスクおよび事業戦略リスクを「経営への影響（財務影響等）」と「発生の可能性（頻度）」の観点でリスク評価をし、重点リスクを選定しています。

重点リスクは重要な取り組み事項として会社方針等へ反映し、リスク低減・未然防止を図っています。

重点リスク事例

| 区分 | 主な重点リスク | | |
|---|---------|---|--|
| リスク規模 経営への影響 (財務影響等) × 発生の可能性 (頻度) | 大 | ・大規模災害（地震・風水害、他） ・TCFDに基づくリスク・機会と対応 ・DX対応 ・重要品質問題によるリコール発生 | ・新型コロナウイルス（感染防止・生産体制維持） ・カーボンニュートラル対応 ・ロシア・ウクライナ情勢影響 ・重大労働災害による人的被害・操業停止 ・サイバー攻撃・詐欺メール |
| | | ・機密情報の漏洩 | ・交通事故（重大加害） ・ハラスメントの発生 |
| | 小 | ・独占禁止法違反 | ・パートナー企業の事業運営 ・火災・爆発事故による企業活動の停止 |